

議 事 日 程 第 8 号

令和8年3月24日（火）午前10時開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第 2号 米沢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 2 議第 3号 米沢市行政手続条例の一部改正について
- 日程第 3 議第 4号 米沢市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議第 5号 米沢市市税条例及び米沢市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 5 議第39号 米沢市立第二中学校解体工事請負契約の締結について
- 日程第 6 請願第1号 全天候型（砂入り人工芝）の市営テニスコートの早期整備を求める請願

（民生常任委員長報告）

- 日程第 7 議第 6号 米沢市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 8 議第 7号 米沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 9 議第 8号 米沢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定について

（産業建設常任委員長報告）

- 日程第10 議第 9号 特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（1号棟））事業契約の一部変更について
- 日程第11 議第10号 特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（2号棟））事業契約の一部変更について
- 日程第12 議第11号 特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（3号棟））事業契約の一部変更について
- 日程第13 議第12号 米沢市特別会計条例の一部改正について
- 日程第14 議第13号 米沢市青果物地方卸売市場条例の一部改正について
- 日程第15 議第14号 米沢市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第16 議第15号 米沢市家屋等の安全管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議第16号 米沢市水道給水条例等の一部改正について

(予算特別委員長報告)

- 日程第18 議第26号 令和8年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第19 議第27号 令和8年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算
- 日程第20 議第28号 令和8年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第21 議第29号 令和8年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算
- 日程第22 議第30号 令和8年度米沢市新産業団地整備費特別会計予算
- 日程第23 議第31号 令和8年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計予算
- 日程第24 議第32号 令和8年度米沢市物品調達費特別会計予算
- 日程第25 議第33号 令和8年度米沢市南原財産区費特別会計予算
- 日程第26 議第34号 令和8年度米沢市三沢東部財産区費特別会計予算
- 日程第27 議第35号 令和8年度米沢市山上財産区費特別会計予算
- 日程第28 議第36号 令和8年度米沢市水道事業会計予算
- 日程第29 議第37号 令和8年度米沢市下水道事業会計予算
- 日程第30 議第38号 令和8年度米沢市立病院事業会計予算
- 日程第31 議第40号 令和7年度米沢市一般会計補正予算(第13号)
- 日程第32 議第41号 令和8年度米沢市一般会計予算
-
- 日程第33 発議第2号 自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書の提出について
- 日程第34 発議第3号 男系による安定的皇位継承の確保に向けた国会論議促進を求める意見書の提出について
- 日程第35 発議第4号 米沢市立東成中学校開校延期方針に関する決議
- 日程第36 議員派遣について

~~~~~

**本日の会議に付した事件**

議事日程第8号と同じ

~~~~~

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	鳥	海	隆	太	議員	2 番	佐	野	洋	平	議員
3 番	成	澤	和	音	議員	4 番	高	橋	千	夏	議員
5 番	関	谷	幸	子	議員	6 番	佐	藤	弘	司	議員
7 番	小	久保	広	信	議員	8 番	影	澤	政	夫	議員
9 番	植	松	美	穂	議員	10 番	相	田	克	平	議員
11 番	堤		郁	雄	議員	12 番	山	村		明	議員
13 番	木	村	芳	浩	議員	14 番	島	貫	宏	幸	議員
15 番	古	山	悠	生	議員	16 番	遠	藤	隆	一	議員
17 番	太	田	克	典	議員	18 番	我	妻	徳	雄	議員
19 番	山	田	富	佐子	議員	20 番	高	橋	英	夫	議員
21 番	高	橋		壽	議員	22 番	島	軒	純	一	議員
23 番	齋	藤	千	恵子	議員	24 番	工	藤	正	雄	議員

欠席議員（なし）



出席要求による出席者職氏名

市 長	近 藤 洋 介	副 市 長	吉 田 晋 平
総 務 部 長	神 保 朋 之	企画調整部長	畠 山 淳 一
市民環境部長	遠 藤 直 樹	健康福祉部長	山 口 恵美子
産 業 部 長	我 妻 重 義	建 設 部 長	石 川 隆 志
会 計 管 理 者	本 間 加代子	上下水道部長	安 部 晃 市
病院事業管理者	渡 邊 孝 男	市 立 病 院 事 務 局 長	和 田 晋
総 務 課 長	高 橋 貞 義	財 政 課 長	渡 部 真 也
政策企画課長	伊 藤 尊 史	教 育 長	佐 藤 哲
教育管理部長	土 田 淳	教育指導部長	山 口 博
選挙管理委員会 委 員 長	玉 橋 博 幸	選挙管理委員会 事 務 局 長	竹 田 好 秀

代表監査委員 志賀秀樹

監査委員
事務局長

鈴木雄樹

農業委員会会長 小関善隆

農業委員
事務局長

相田悦志

出席した事務局職員職氏名

事務局 長 細谷 晃

事務局 次長

遠藤 桂子

議事調査主査 曾根 浩司

主 任

齋藤 舞有

主 任 齋藤 未希

午前１０時００分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第8号により進めます。

.....

日程第１ 議第２号米沢市一般職の職員の
給与に関する条例等の一部改正
について外５件

○島軒純一議長 日程第１、議第２号米沢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから日程第６、請願第１号全天候型（砂入り人工芝）の市営テニスコートの早期整備を求める請願までの議案５件、請願１件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長14番島貫宏幸議員。

〔総務文教常任委員長１４番島貫宏幸議員登壇〕

○１４番（島貫宏幸議員） 御報告申し上げます。

去る２月27日及び３月３日の本会議において当委員会に付託されました案件は、議案５件、請願１件であります。

当委員会は、議会日程に従い、３月４日の午前10時から、委員会室において、全委員出席の下、関係部課長並びに請願審査においては参考人及び紹介議員に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議第２号米沢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります、本案は、通勤手当の上限額を引き上げるとともに、駐車施設等の利用に対する手当及び有害鳥獣捕獲等作業手当を新設しようとするものであります。

本案に対し、委員から、狩猟免許を持つ職員が

新設される有害鳥獣捕獲等作業手当の対象となる業務に従事する際、銃を使用することは想定しているかとの質疑があり、当局から、銃猟行為は猟友会に委託しているため、狩猟免許を持つ職員が銃を使用することは想定しておらず、その知見を活用するといった範囲での対応になると考えているとの答弁がありました。

また、委員から、今後、国でガバメントハンターの定義や方向性が定められ、本市でもそういった業務が出てきた場合、新設される有害鳥獣捕獲等作業手当に金額を上乗せする可能性はあるかとの質疑があり、当局から、業務範囲が広がったり、他自治体で同様の手当が創設されたりした場合は、それらを鑑みながら、手当については適切に規定する必要があるため、条例を改正する可能性はあると考えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第３号米沢市行政手続条例の一部改正についてであります、本案は、行政手続法の改正の趣旨にのっとり、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示について所要の改正を行うほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第４号米沢市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてであります、本案は、新型コロナウイルス感染症対応利子補給等基金及び景観まちづくり基金を廃止しようとするものであります。

本案については、とりわけ質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第５号米沢市市税条例及び米沢市介護保険条例の一部改正についてであります、本案は、市税等の減免を受けようとする場合の申請の期限を変更しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号米沢市立第二中学校解体工事請負契約の締結についてであります。本案は、米沢市立南成中学校のグラウンドを整備するため、米沢市立第二中学校の校舎等の解体工事を行おうとするものであります。

契約については、条件付一般競争入札による契約とし、2業者による入札を行った結果、金子・置賜・中村特定建設工事共同企業体、代表者、米沢市城北二丁目1番17号、金子建設工業株式会社代表取締役 金子尚人を契約決定者とし、契約金額4億3,329万円で仮契約を締結したので、本契約を締結しようとするものであります。

本案に対し、委員から、このたびの契約に当たり、入札を一度仕切り直し、解体工事の工期を15日早めた内容で再度入札を行ったとのことだが、その理由は何かとの質疑があり、当局から、もともとのスケジュールでは、解体工事が令和9年度当初まで、その後のグラウンド整備が令和9年12月中旬までかかる見込みであったが、降雪の影響が生じる可能性があり、11月いっぱいまでにグラウンド整備に係る主な工事を終わらせる必要があると考えたことから、解体工事の工期を見直したとの答弁がありました。

また、委員から、解体工事の工期を15日短縮し、降雪前にグラウンド整備が終わっても、実際に使用できるのは令和10年度の春先からということかとの質疑があり、当局から、当初の予定では、不測の事態が生じた場合、グラウンド整備が令和10年度にかかってしまう可能性があったため、そうならないようできるだけ解体工事の工期を短縮することとしたとの答弁がありました。

さらに、委員から、今回の契約金額は物価高騰や機材費の値上がりの影響をどの程度織り込んだ内容になっているのかとの質疑があり、当局から、積算に当たっては、経済調査会で示されている最

新の単価を用いたほか、可能な範囲で直近の見積りを徴取し、単価を採用したとの答弁がありました。

また、委員から、解体工事に当たり、アスベストに関する周辺住民への周知はどのように考えているかとの質疑があり、当局から、アスベストに関しては、解体工事において法令にのっとりた養生等を行い、要請に応じて関係官庁から現場を確認していただいた上で、周辺住民に周知していきたいとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号全天候型（砂入り人工芝）の市営テニスコートの早期整備を求める請願であります。本請願は、米沢市が管理している北村公園テニスコートと八幡原緑地テニスコートは、いずれも整備から40年以上が経過しており、老朽化が著しく、通常の使用にも支障を来している状況にあることや、米沢市にはクレーコートが整備されているものの、クレーコートは天候に大きく左右されるほか、1か所で8面以上のコートを有する施設がないため、ソフトテニス競技においては中学校や高校の県大会以上の大会、社会人の主要な大会が県内4地域の中で唯一開催できない状況にあることから、早期に全天候型（砂入り人工芝）の市営テニスコートを整備していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、参考人から意見を聴取し、紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、置賜地区で地区大会が行われていると思うが、その際の会場はどのようにやりくりしているかとの質疑があり、参考人から、硬式テニスに関しては、中学校は部活がないため、地区大会は行っていないが、高校は米沢市営多目的屋内運動場で行っている。ソフトテニスに関しては、中学校は米沢地区、東置賜地区、西置賜地区の3ブロックに分かれ、東置賜地区と西置賜地区では砂入り人工芝コートで行っている

が、米沢地区では男子が米沢市営多目的屋内運動場の砂入り人工芝コート、女子が北村公園テニスコートのクレーコートで行っている。高校は、男子が興譲館高校か鶴城高校のクレーコート、女子が長井市営テニスコートの砂入り人工芝コートで行っているとの答弁がありました。

また、委員から、雨天時はどのように対応しているかとの質疑があり、参考人から、東置賜地区と西置賜地区では砂入り人工芝コートで開催されるため、よほどの大雨が降らない限り試合は続行できるが、米沢地区では北村公園テニスコートのクレーコートの水はけが非常に悪く、一旦雨が降ると1週間ほど使用できなくなる。大会の四、五日前に雨が降った場合、使用できるかどうかの判断が難しく、使用できるようであっても、ローラーで1時間半ほどかけて土を固める作業が必要になる。使用できない場合は、米沢市営多目的屋内運動場での開催となるが、コートが3面しかないため、通常7ゲームマッチで行われるところを5ゲームマッチに短縮しており、努力してきた生徒たちにとって非常に気の毒な結果となることも多々あるとの答弁がありました。

さらに、委員から、米沢市で砂入り人工芝コートがあるのは米沢市営多目的屋内運動場だけということで、予約が非常に難しい状況との話を聞くと、その実情についてどのような見解かとの質疑があり、参考人から、米沢市営多目的屋内運動場では、登録団体の予約が最初に入り、そこで空いた枠は抽せんで決まるが、抽せんに非常に多くの方が殺到し、外れる方が何人もいる状況と認識している。競技人口が多くなり、テニスコートの数が追いついていない状況であるため、砂入り人工芝コートを整備していただくことがそのような状況の解決につながると考えているとの答弁がありました。

また、委員から、米沢市に全天候型のテニスコートができた場合、山形市や福島県からテニスをする方が来る可能性があると思うが、米沢市にコ

ートができることによる優位性をどう考えているかとの質疑があり、参考人から、中学校のソフトテニスの県大会は砂入り人工芝コートでなければ開催しないというのが中体連の意向であるため、米沢市に砂入り人工芝コートが整備された場合、県大会が開催可能になると考えられる。また、現在も山形市や福島県からテニスをするために米沢市に来られる方がいるため、砂入り人工芝コートが整備されれば、そういった方が増えると考えられるとの答弁がありました。

本請願については、意見もなく、全委員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案5件、請願1件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第2号から議第5号まで、議第39号及び請願第1号の議案5件、請願1件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、議第2号から議第5号まで、議第39号及び請願第1号の議案5件、請願1件は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第7 議第6号米沢市国民健康保険税 条例の一部改正について外2件

○島軒純一議長 次に、日程第7、議第6号米沢市国民健康保険税条例の一部改正についてから日程

第9、議第8号米沢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定についてまでの議案3件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長 1 番鳥海隆太議員。

〔民生常任委員長 1 番鳥海隆太議員登壇〕

○1 番（鳥海隆太議員） 御報告申し上げます。

去る2月27日の本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

当委員会は、議会日程に従い、3月5日の午前10時から、委員会室において、全委員出席の下、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議第6号米沢市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。本案は、国民健康保険税の税率等を改正し、国民健康保険被保険者の経済的負担の緩和を図るほか、国民健康保険税の減免を受けようとする場合の申請の期限を変更しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第7号米沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。本案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、条文中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、また、虐待等の「防止」を「禁止」に改正することにより、事業の内容に実質的な変更はあるかとの質疑があり、当局から、国の基準どおりに改正するものであり、事業の内容は変わらないとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第8号米沢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定についてありますが、本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、条例の設定は、いわゆるこども誰でも通園制度に関するものであるとの認識でよいかとの質疑があり、当局から、乳児等通園支援事業とは、令和8年4月から実施されるこども誰でも通園制度のことであり、条例を設定し、こども誰でも通園制度の運営に関する基準を定めるものであるとの答弁がありました。

また、委員から、乳児等通園支援事業は市立保育園のみで導入するということだが、民間の保育所等での実施について今後のロードマップ等は検討しているかとの質疑があり、当局から、民間の保育所等を対象に、市立緑ヶ丘保育園で実施した状況についての説明会などを行い、事業を実施する意向がある保育所等には、実施に向けて寄り添った対応をしていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、利用料については条例で設定せずに、実施事業者が決めるという理解でよいかとの質疑があり、当局から、令和8年度の事業を実施するに当たり、国から利用料は1時間300円程度を標準として実施事業者が設定できるとの通知があった。緑ヶ丘保育園での利用料は、条例ではなく、今後要綱等を策定し、設定したいとの答弁がありました。

また、委員から、条例第5条に「正当な理由のない提供拒否の禁止」が規定されているが、具体的にはどのようなケースを想定しているかとの質疑があり、当局から、例えば利用の定員に余裕があるにもかかわらず受け入れないなど、当然受け入れるべき事由のときに受け入れない場合を想定しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、具体的な運用基準は必要だと思いが、用意しているかとの質疑があり、当局から、現時点では具体的な運用基準を準備してい

ない。国からは、条例全体の運用についての通知はないが、部分的には留意事項やQ&Aが出されているため、それらの内容を読み解いた上で運用基準を作成していきたいとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上、当委員会に付託されました議案3件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第6号から議第8号までの議案3件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、議第6号から議第8号までの議案3件は、委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第10 議第9号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（1号棟））事業契約の一部変更について外7件

○島軒純一議長 次に、日程第10、議第9号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（1号棟））事業契約の一部変更についてから日程第17、議第16号米沢市水道給水条例等の一部改正についてまでの議案8件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長19番山田富佐子議員。

〔産業建設常任委員長19番山田富佐子議員登壇〕

○19番（山田富佐子議員） 御報告申し上げます。

去る2月27日の本会議において当委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

当委員会は、議会日程に従い、3月6日の午前10時から、委員会室において、全委員出席の下、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

初めに、議第9号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（1号棟））事業契約の一部変更についてから議第11号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（3号棟））事業契約の一部変更についてまでの3案件は、関連がありますので、一括して審査を行いました。

これらの案件は、特定事業米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業について、施設維持管理費の額を改定する要件として、契約に定めた率以上の物価の変動があったことから、その上昇分を契約金額に反映させるため、契約金額を1号棟については8億5,396万8,196円から8億5,443万3,155円に46万4,959円増額し、2号棟については7億1,165万8,635円から7億1,243万7,747円に77万9,112円増額し、3号棟については8億4,836万407円から8億4,953万4,234円に117万3,827円増額し、契約を変更しようとするものであります。

本案に対し、委員から、先頃、アメリカ・イスラエルがイランを攻撃した影響で、今後物価指数が相当上昇するおそれがあるが、物価変動についてどれだけの上昇幅を見込み、その分の財政的な想定をしているのかとの質疑があり、当局から、来年度以降の物価変動については、国際情勢や円安によるインフレなどもあり、現時点で本市がその上昇・下降を見通すことは難しいが、今後も契約に定めた客観的指標に基づいて、基準を超える物価変動があった場合は、適切に対応していき

いとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号米沢市特別会計条例の一部改正についてであります。本案は、一般会計と米沢市新産業団地整備事業に係る会計を区分することに伴い、米沢市新産業団地整備費特別会計を設置しようとするものであります。

本案に対し、委員から、この特別会計を設置するに至った理由と設置するメリットについて聞きたいとの質疑があり、当局から、特別会計は一般会計に比べ、事業の進捗に伴う年度ごとの支出状況や分譲時の受け払いに伴う収入状況など、事業に係る歳入歳出が明確となり、経理の透明性が図れるというメリットがあるため、設置を提案することとなったとの答弁がありました。

また、委員から、この特別会計については、産業団地を整備し、売払いが完了した後も、議会と行政がしっかり議論できるような形にしてもらいたい、どのように考えているのかとの質疑があり、当局から、他自治体からは、事業の完了とともに特別会計を廃止する場合や引き続き残す場合があると聞いており、最終的な分譲が終わるまでにどのようにするか検討したいとの答弁がありました。

さらに、委員から、産業団地の整備に当たり、山形県すまい・まちづくり公社の立替施行制度を活用するということが、立替事業費の返済はどのようになるのかとの質疑があり、当局から、この立替施行制度は、公社が本市に代わり工事の発注、引渡し、資金の確保、支払いの事務までを一貫して行うもので、土地の取得及び造成工事の費用については、それぞれ終わった翌年から最長20年間で均等に分割払いすることが可能であるとの答弁がありました。

また、委員から、立替事業費の返済期間は最長20年間とのことだが、その期間を変更する考えはあるのかとの質疑があり、当局から、土地の取得費

の返済は令和10年度から、造成工事費の返済は令和12年度からとなるが、企業に分譲し、売払い収入が入ってきた際は、それをもって随時繰上償還をしたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、立替事業費を分割で返済することだが、利息等はどうなるのかとの質疑があり、当局から、公社からは、返済の時点での金利によって手数料等は変動すると聞いているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号米沢市青果物地方卸売市場条例の一部改正についてであります。本案は、卸売市場法及び食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号米沢市市営住宅条例の一部改正についてであります。本案は、市営住宅の入居者の資格要件を見直すとともに、通町住宅を廃止するほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、入居者の資格要件について、住宅困窮度の高い若者単身者など新たなニーズが出てきたということだが、本市の状況はどうかとの質疑があり、当局から、本市の状況は把握していないが、国の労働力調査によると、非正規の職員・従業員の割合は、令和5年が37%、令和7年が36.5%と減少している一方、15歳から24歳では、令和5年が50.5%、令和7年が52.3%と増加している。

また、国の賃金構造基本統計調査によると、正社員・正職員の賃金を100とした場合の非正規雇用の比率は、20歳から24歳で令和4年が88.8、令和6年が83.2と格差が広がっている状況にあると

の答弁がありました。

また、委員から、入居者の資格要件が緩和されることで、若者単身者の入居のニーズが増えると見込んでいるのかとの質疑があり、当局から、窓口には単身者の入居についての問合せは来ており、従来の60歳以上の方や障がい者の方に加えて、若者を含む単身の方のニーズに応じていくための条例改正となっているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第15号米沢市家屋等の安全管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第16号米沢市水道給水条例等の一部改正についてであります。本案は、災害その他非常の場合における給水装置工事または排水設備等の新設等の工事を他の市町村長の指定を受けた者等が施行できるよう、所要の改正を行うほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案8件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告いたします。

○島軒純一議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第9号から議第16号までの議案8件を委員長

報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、議第9号から議第16号までの議案8件は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第18 議第26号令和8年度米沢市 国民健康保険事業勘定特別会 計予算外14件

○島軒純一議長 次に、日程第18、議第26号令和8年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算から日程第32、議第41号令和8年度米沢市一般会計予算までの議案15件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長13番木村芳浩議員。

〔予算特別委員長13番木村芳浩議員登壇〕

○13番（木村芳浩議員） 御報告申し上げます。

去る2月27日の本会議で当予算特別委員会に付託されました議第25号令和8年度米沢市一般会計予算から議第38号令和8年度米沢市立病院事業会計予算までの当初予算14件、3月3日の本会議で追加付託されました議第40号令和7年度米沢市一般会計補正予算（第13号）及び3月19日の本会議で追加付託されました議第41号令和8年度米沢市一般会計予算の合わせて16件について、御報告申し上げます。

なお、議第25号については、撤回の申出があり、3月19日の本会議において承認されました。

改めて提出されました議第41号は、当初提出されました議第25号が一部修正された内容となっており、議事能率を鑑みて、修正された部分のみの審査を行ったことから、議第25号についても審査の経過を共有するため、御報告するものです。

当委員会は、議会日程に従い、9日から13日及び19日の6日間にわたり、議場・委員会室において、全委員出席の下、当局から市長をはじめ、教育長、病院事業管理者、関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

なお、各議案の内容につきましては、各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑等の主なものとその結果を取りまとめて御報告申し上げます。

まず、審査の都合上、令和8年度当初予算14件を一括議題とし、初めに副市長から予算の概要について、総務部長から人件費について、企画調整部長から置賜広域行政事務組合電算処理分担金についてそれぞれ説明を受け、審査を行いました。

これに対する総括質疑では、本市は財政調整基金と公共施設等整備基金を合わせて財源調整基金としているが、本来、公共施設等整備基金は目的が限定されている基金であり、設置の趣旨とは異なると考えるのかとして質疑がありました。

また、厳しい予算の中で、義務的経費が増加しているが、市として見直し可能な領域はあるのか。どこに戦略的に投資して財政の健全化・持続性を担保していくのかとして質疑がありました。

さらに、「しあわせ循環実現予算」と位置づけしているが、財政状況の観点から、今の財政状況は好循環なのか。どういう状況がしあわせ循環なのかとして質疑がありました。

第2款総務費では、ふるさと応援寄附金制度推進事業費で、令和7年度は目標額に到達しない見込みだが、新年度予算達成のための具体的な対策を考えているのかとして質疑がありました。

また、乗合タクシー運行事業費のうち、乗合タクシーは、登録している地区の人が町なかへ行くことに利用できるが、地区間相互の利用はできない状況になっている。また、自宅から医療機関で受診し、薬局に行こうとしたところ、同じエリアでの乗降はできないとして、一旦精算を求められ

た。もう少し利用しやすい制度となるように検討はしているのかとして質疑がありました。

第3款民生費では、放課後児童健全育成事業費で、放課後児童クラブの利用料無償化を段階的に実現するとあるが、具体的に何をもって段階的なのか。また、利用料無償化について、所得階層に応じて軽減率を変える考えはあるのかとして質疑がありました。

また、生活困窮者自立支援事業費で、住まいの相談支援とあるが、住まいに困り相談に来られた方、そしてあっせんした事例はあったのかとして質疑がありました。

第4款衛生費では、乳幼児健康審査事業費の5歳児健康診査について、5歳児健康診査を行う効果は何か。健診後、発達障がい等があるという結果となった場合、その支援体制はどうなっているのか。また、3年間の集中的な取組と記載してあるが、その後の継続性はどうかとして質疑がありました。

また、脱炭素先行地域づくり事業費で、先行地域に指定された地区以外の居住者に補助金は出ないということだが、それでは不公平感を覚えると思うが、認識はどうか。さらに、本市はゼロカーボンシティを表明しているが、それに向けたロードマップはあるのかとして質疑がありました。

第5款労働費では、女性・若者雇用促進事業費補助金について、女性・若者に選ばれる魅力ある職場づくりに係る教育を支援するためとあるが、具体的にどのようなことを考えているのかとして質疑がありました。

第6款農林水産業費では、有害鳥獣対策事業費について、熊の出没は季節を問わず人里へ接近する構造的問題へと変化してきている。予防的な捕獲や里山のやぶの管理などで常習個体を減らす効果はあると思うが、現段階で検討はしているのかとして質疑がありました。

また、森林環境譲与税活用事業費について、森林長期ビジョンの策定は2年間かけて長期計画を

策定するということだが、稼ぐ方法として高付加価値化を目指すための樹種の選定についての考えはどうか。また、森林環境譲与税を活用した人材育成と確保、新規就業者育成支援についてどのように考えているのかとして質疑がありました。

第7款商工費では、移動販売支援事業費補助金について、現在、移動販売を行っている事業者はどれくらいあるのか。また、新規事業者は現状どのように把握しているのかとして質疑がありました。

第8款土木費では、建築指導管理事業費のみらいのすまい応援事業費補助金について、移住促進につながるよい事業だと思う。新規事業であることから、周知が大事だと考えるが、どのような方法で行っていくのかとして質疑がありました。

また、除雪対策事業費について、地権者の了承を得た上で、空き地に押し雪をすれば排雪費用を軽減できると考えるがどうか。また、歩道の除雪がされていないところがあり、歩行者が通行できなかった。歩道の除雪を徹底してもらいたいがどうかとして質疑がありました。

第9款消費費では、防災士について、災害が発生すれば、地域の力として非常に重要になってくる。各町内に防災士を配置できれば、地域の防災力は上がり、自主防災組織が活性化しやすい利点があると思うがどうかとして質疑がありました。

第10款教育費では、小中学校教育振興事業費のGIGAスクール端末更新について、現段階でどのような端末を想定しているのか。これまで配付していた端末を全て新しいものにするのか。また、廃棄等する端末については、その一部を売却する検討はしているのかとして質疑がありました。

また、中学校費に関連し、東成中学校開校延期について、既に令和11年度開校を含む設置条例が議決されており、財政難を理由として開校を延期するならば、条例改正案を議会に提出して判断を仰ぐことが先だと思うが、認識はどうか。また、財政的に困難な理由が示されていない。提出資料

の今後の財政見通しの中には、令和11年度開校の予算は入れていなかったということかとして質疑がありました。

第11款災害復旧費では、近年の大雨や大雪で果樹や農業資材、水路等の被害が出ているが、一般公共施設等の災害復旧費にはそれらの復旧の予算は含まれていないと考えてよいのかとして質疑がありました。

歳入では、道の駅米沢の行政財産目的外使用料は、設備の減価償却に基づき減少していくが、運営が好調であることから、持続可能な観光行政を考え、使用料の交渉をしていく必要があると考えるがどうか。また、財政の危機を補う一つの手だてとして、宿泊税、ふるさと応援寄附金、環境保全協力金などの歳入について、さらに増収となるように制度設計すべきだと思うがどうかとして質疑がありました。

以上が議第25号令和8年度米沢市一般会計予算に対する審査の中でありました質疑等の主なものであります。

次に、意見として、委員から、東成中学校の開校時期については、市立学校の設置等に関する条例を改正し、令和11年度開校と明確に定めている。しかし、今回提出された当初予算案には、令和11年度開校に不可欠である東成中学校関連の費用が一切計上されていない。財政上の理由で開校延期が必要であれば、判断根拠となる資料を示し、同時に条例改正案を議会に提出した上で判断を仰がなければならないと考える。その条例改正案を提出しないまま、内部方針として延期をほぼ決め、その方針に合わせて当初予算には設計費を計上していない。これは議会統制の根幹を揺るがす問題と認識しており、条例に基づく適正な事務執行が行われないという重大な瑕疵を含んでいる。本市の教育環境の整備、そして議会制民主主義の根幹を守るため、断固たる姿勢を示す必要があると考え、この予算に反対するとの意見がありました。

また、予算編成の整合性の欠如、精密な計画と

チェック機能の喪失、合意形成プロセスの致命的な不備として、本来計上すべき東成中学校開校準備費用を排除し、事実上の計画凍結を前提とした本予算は、極めて不誠実な編成と言わざるを得ないとし、反対するとの意見がありました。

さらに、市の財政状況は極めて厳しく、歳出超過、歳入不足が常態化している状況下にもかかわらず、想定試算も甘く、財源の確保策は不十分であり、歳入不足の状況を放置しているに等しい状況である。

市長選挙時公約のふるさと応援寄附金50億円達成は既にうやむやになり、予算目標は2年連続で未達成であり、そのことに対して、成果に対する責任と具体的達成策が示されていない。また、米沢市版DMOにおいて、5か年計画で国の交付金等を含む有利な財源を獲得し、戦略性を持って進めてきたが、令和7年度、令和8年度は実質的に一部返上し、本市観光振興に大きくブレーキをかけた。さらに、東成中学校について、一方的に開校延期を決め、これを公表した。この行為は議決の重みへの著しい軽視、教育行政の独立性に関する敬意と慎重さに欠き、児童生徒や保護者の方々の心中に対する配慮不足など、本来なすべき手続として、ていをなしていない。この理由から、この予算に反対するとの意見がありました。

反対との意見がありましたので、起立による採決を行った結果、議第25号は起立少数で否決すべきものと決まりました。

続いて、議第26号令和8年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算から議第38号令和8年度米沢市立病院事業会計予算について御報告申し上げます。

まず、議第26号令和8年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算では、保険税の水準を統一することにより、保険税が引き上げられるのであれば、県に対して引き上げないように要求すべきだと思うがどうか。また、全国的に医療費が増加していることを踏まえて、国保会計の今後の見通

し、考え方はどうかとして質疑がありました。

次に、議第28号令和8年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算では、市内の介護保険事業所に就労している外国人の人数を把握しているのか。また、介護支援専門員について、人数を把握して、十分な人数だと認識しているのかとして質疑がありました。

次に、議第30号令和8年度米沢市新産業団地整備費特別会計予算では、収支シミュレーションの資料を見ると、令和12年以降、売払い収入全てを山形県すまい・まちづくり公社の償還金に充てることになっているが、分譲できない場合は償還金の財源をどうするのか。また、研究開発企業を中心に誘致するということだが、県外の企業向けにインセンティブをつける制度設計を検討しているのかとして質疑がありました。

次に、議第31号令和8年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計予算では、青果市場の再整備について、物価高騰等を理由に何度も見直しされてきたが、先延ばしすることで機会を逃すことにならないかとして質疑がありました。

次に、議第36号令和8年度米沢市水道事業会計予算では、舘山浄水場廃止に伴い、跡地利用等について検討はしているのか。また、重要施設耐震化事業費で、重要管路耐震化工事については計画どおり達成するのかとして質疑がありました。

次に、議第37号令和8年度米沢市下水道事業会計予算では、農業集落排水について、経年劣化もあり、維持管理が大変厳しい状況にあるが、持続可能な事業を目指す上で、現時点でどのような認識を持っているのかとして質疑がありました。

次に、議第38号令和8年度米沢市立病院事業会計予算では、病床稼働率について、目標に未達となっているが、県内の病院と比較するとどうか。また、病床稼働率が上がっても、医療収益で稼ぐというのは難しく、市のサポートが必要だと思うがどうか。また、一般会計からの繰り出し基準に対する実繰入額についての根拠は何か。どういう

ところを考慮しているのかとして質疑がありました。

以上が令和8年度の各特別会計予算及び企業会計予算の審査の中でありました質疑の主なものです。

次に、意見及び審査結果についてであります、議第26号令和8年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算及び議第28号令和8年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算から議第37号令和8年度米沢市下水道事業会計予算までの議案11件につきましては、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第27号令和8年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算の議案の採決に当たっては、後期高齢者医療制度では75歳以上の高齢者全員から保険料が徴収される。年齢で加入制度を区切る仕組みは国際的にもほとんど例がない。さらに、令和8年度から保険料の年間上限額を引き上げる方針が決められた。後期高齢者医療制度に反対する立場から、この予算に反対するとの意見がありましたので、起立による採決を行った結果、議第27号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第38号令和8年度米沢市立病院事業会計予算の議案の採決に当たっては、病院経営の改善策については今後も力強く進めてもらいたい、様々な外的要因があることも認識したところである。その中で、繰り出し基準として算定された額と実繰入額の乖離が大きいことに対して、本市全体の財政状況を鑑みる必要はあるが、市立病院は地域医療の観点で拠点病院として非常に大きな役割を果たしていることから、乖離を埋めていく努力を求め、この予算には賛成するとの意見がありました。

次に、議第40号令和7年度米沢市一般会計補正予算（第13号）について御報告申し上げます。

議第40号については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと

決まりました。

次に、議第41号令和8年度米沢市一般会計予算について御報告申し上げます。

なお、議第41号については、議第25号の修正された部分についての審査経過の概要と結果となります。

第10款教育費では、東成中学校の開校に伴う施設整備事業費が追加されたが、令和11年度開校に向けてスケジュール的に間に合うのか。ロードマップに沿って実施していくという決意の表れということによいのか。また、東成中学校の開校延期案は白紙撤回という認識によいのか。さらに、開校延期の方針を維持したまま、米沢市立学校の設置等に関する条例改正案を提出せずに進めることは、条例に基づく行政執行の原則と整合するのかとして質疑がありました。

以上が議第41号令和8年度米沢市一般会計予算に対する審査の中でありました質疑等の主なものです。

次に、意見として、議第25号の反対理由として、令和8年度は、財政状況は極めて厳しく、歳入不足、歳出超過が常態化しており、歳入不足の状況を放置している点を指摘したが、議第41号において特段改善策は見られなかった。2年連続で予算目標が未達成のふるさと応援寄附金や、そのほかの財源確保対策についても具体的な内容はなかった。このたびの中学校統合施設整備事業費用については、本来、条例上なすべき予算を計上したにすぎず、賛成する理由にはならない。これらの理由から、この予算について反対するとの意見がありました。

また、東成中学校開校に向けた設計費計上に至るまでは、条例改正を経ずに延期の方針が示され、住民説明会が計画されるなど、条例に基づく行政執行の原則が十分に守られてきたとは言えず、行政手続は看過できない問題があった。しかし、設計費を計上し、整備に向けた準備を進めるという判断は、地域の教育環境を改善し、子供たちの学

びを保障するために不可欠であり、評価するものである。財政運営の透明性を高め、教育行政の独立性を尊重しながら、条例に基づく適正な手続の徹底を強く求める。当初の予定どおり東成中学校の開校に向けて着実に取り組むことを願い、本予算には賛成するとの意見がありました。

意見が分かれたので、起立による採決を行った結果、議第41号は起立多数で可決すべきものと決まりました。

以上、当予算特別委員会に付託されました議案の審査経過の概要と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長　ここで暫時休憩いたします。

午前10時57分　休　憩

~~~~~  
午前11時08分　開　議

○島軒純一議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長　質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議第41号に対し、3番成澤和音議員から討論の通告がありますので、発言を許可いたします。3番成澤和音議員。

〔3番成澤和音議員登壇〕

○3番（成澤和音議員）　議第41号令和8年度米沢市一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。

今回の当初予算は、3月定例会の予算特別委員会でも否決された後、中学校統合施設整備事業を追加して再上程されたものです。しかし、取下げ案を含む一連の経過を踏まえても、財政運営の根本的な課題は解消されていません。実質単年度収支は令和13年度まで8年連続の赤字見込みであり、

財政調整基金による補填を前提とした歳出超過、歳入不足の構造が固定化しています。庁舎や中学校建設、物価高騰を理由に挙げていますが、これらは突発的な要因ではなく、当初から予見されていました。ではなく、計画性を欠いた事業推進が度重なったことで、財政悪化をさらに加速させている点が極めて重大です。

特にふるさと納税の見込み違いは深刻です。市長公約の50億円は形骸化し、目標としていた約20億円すら2年連続で未達成。昨年12月には「今期は確実」と説明していたのにもかかわらず、僅か2か月余りで答弁が覆りました。さらに、今後の具体的な改善策も示されておらず、財源確保のめどが立たないまま予算編成が行われていることは到底看過できません。

また、観光振興においても同様の問題があります。5か年計画で進めてきた米沢市版DMOについて、当初計画になかった道の駅米沢の空調整備事業費を提出し、その後、後出しで令和7年度、令和8年度のDMO予算を削減いたしました。当時、観光予算総額の増加のみを強調していましたが、DMO事業の多くは国の交付金等で補われる有利な事業であり、将来への投資、稼ぐ力を削る判断は理解に苦しみます。まいた種がようやく芽を出し始めた段階で、実もついていないその芽を自ら刈り取るような予算編成と言わざるを得ません。

さらに、東成中学校の開校延期の問題です。

統合に関しては、確かに地区の総意とは言えなかったものの、地域を含めた長年の議論を経て合意形成がなされ、議会も議決したのにもかかわらず、市長が一方的に延期を決定し、公表いたしました。議会として問題視するまで何の説明もなかったこと、議決という法的根拠を軽視し、教育委員会の独立性への配慮も欠き、何よりも一番大切にしなければならない児童生徒、保護者への配慮が著しく不足しています。

今回、統合に向けた増改築費が追加計上されま

したが、空調が開校かをてんびんにかけるような発言に加え、財政シミュレーションすら行わず、両事業の実施は困難と決めつけて是非を問う説明会を開こうとしていた点は、行政としての責任放棄であり、極めて遺憾です。

また、今後の具体的な手続やスケジュールも示されておらず、議会への説明責任の不十分さ、誠意を欠くような市長答弁を見ても、今回の予算は形式的な計上にとどまり、開校延期を前提とした姿勢が透けて見えます。

本来見直すべきは、学童の無償化政策など、これから新たに始める事業ではないでしょうか。なぜそこは見直さないのか。誰のための教育なのか。誰のための学校整備なのか。何年もかけて地域と一緒に積み上げてきた努力を、政治的判断で無にしてはなりません。

また、これから行おうとしている地元説明会や計画変更に要する行政コストは一切試算しようとはせず、行政運営の効率性という観点からも問題があります。財政が厳しいのであれば、まずは行政一丸となって財源確保策を本気で取り組むべきと考えます。

最後に、今、米沢市は財政の黄色信号が点滅しているにもかかわらず、アクセルをずっと踏み続けています。ここでブレーキを踏むことができるのは私たち議会しかありません。事故が起こってからでは遅いのです。信号が再び青に変わったときにまた力強くアクセルを踏めるよう、いま一度立ち止まり、しっかり安全確認を行って、将来のために様々見直すべき時期に迫られているのです。

以上、議員各位の賛同を求め、反対の理由といたします。

**○島軒純一議長** 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

予算特別委員長報告中、異議のありました議第27号及び議第41号の議案2件を除く議第26号、議

第28号から議第38号まで及び議第40号の議案13件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○島軒純一議長** 御異議なしと認めます。

よって、議第26号、議第28号から議第38号まで及び議第40号の議案13件は委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第27号及び議第41号の議案2件について、順次起立により採決いたします。

初めに、議第27号について採決いたします。

議第27号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第27号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

**○島軒純一議長** 起立多数であります。

よって、議第27号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第41号について採決いたします。

議第41号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第41号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

**○島軒純一議長** 起立多数であります。

よって、議第41号は委員長報告のとおり決まりました。

.....

**日程第33 発議第2号自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書の提出について**

○島軒純一議長 次に、日程第33、発議第2号自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者、23番齋藤千恵子議員。

〔23番齋藤千恵子議員登壇〕

○23番（齋藤千恵子議員） ただいま上程になりました発議第2号自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書の提出についてですが、本案は、我が国の平和と独立を守るため、身をもって責務の完遂に努めている自衛隊員の処遇環境を整えること及び退職自衛官の再就職支援体制の整備を図ることを求め、国に対し意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

〔別紙 発議第2号朗読〕

以上であります、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○島軒純一議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号は委員会への付託を省略することに決まりました。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いた

します。

これより討論に入りますが、発議第2号に対し、21番高橋壽議員から討論の通告がありますので、発言を許可いたします。21番高橋壽議員。

〔21番高橋 壽議員登壇〕

○21番（高橋 壽議員） 発議第2号自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書案に反対し、討論します。

まず、意見書案は、自衛官不足の要因に、応募者数が少ない、中途退職者が一定数存在することから、人材確保対策として処遇改善、再就職促進を図るべきとしています。

日本共産党は、安保三文書に基づく軍拡路線を支えるものとしての自衛隊の増強には反対ですが、公務員としての自衛官の処遇が適切なものに改善されること自体には異議はありません。しかし、この応募者減少、そして中途退職者増加に関しては、より重要な要因に目を向けなければならないと考えています。

3月7日のしんぶん赤旗が、自衛官の中途退職者が増加し、応募者・採用者もこの10年間で4割も減少している問題について報じています。

防衛省は、減少の最大の要因を少子化により対象人口が減少しているとの見方を示しています。しかし、少子化以上に重要な要因、それは戦争国家づくりの影響と、ハラスメントが横行する旧態依然の組織の在り方にあると考えます。

応募者数が大きく減少した2015年度、集団的自衛権行使容認の安保法制が強行され、日米共同訓練強化などの任務が激増した年です。

そして、続いて大幅に減少したのは2022年と2023年、敵基地攻撃能力の保有、そして軍事費の2倍化などを盛り込んだ安保三文書が決定されて、批判の世論が大きく高揚した時期です。

また、同年、女性自衛官の性暴力告発で、自衛隊内のハラスメントが広く世に知られることになりました。この件に関して行われたハラスメント調査では、自衛隊の隊員の申告が全隊員の僅か

0.6%にとどまるなど、この問題の根の深さが改めて強く認識されることになりました。

その後、今日に至るまで現職自衛官の国家賠償訴訟など、全国各地でパワハラやセクハラなどの多くの訴訟が現在行われています。

また、自衛官の自殺は、2024年度64人と高止まりしています。自殺は、イラン、インド洋への派遣が行われた2005年、2006年がピークになっており、戦地での任務が自衛官に耐え難いストレスを与えることをまさに浮き彫りにしていると思います。

自衛官の自殺率は、常時海外派兵を行っているドイツ軍や米軍を大きく現在上回っています。こうしたことを考えれば、戦争の危険の高まりを抑えることを根本問題にしつつ、同時に自衛官の人権が守られる開かれた組織にしていけることが強く求められています。

5年ほど前に、NHKのクローズアップ現代で自衛官の自殺の問題特集がありました。ドイツは、兵士は制服を着た市民、兵士である前にまず市民であるという理念が掲げられていると、出演した元防衛省の人事教育局長の柳澤協二氏が述べています。そして、人権を守るシステム導入の必要性も強く主張されていました。

しかし、その後、そうした改革は現在まで図られておらず、防衛省が設置したハラスメントホットラインへの相談は、2016年度の109件から2023年度には857件と8倍も増えています。その結果として退職者も増え、そして応募者が減っていると思われるものではないでしょうか。

自衛官の要員の不足を現役自衛隊員の処遇改善を進めることに矮小化し、この根本問題に目を向けなければ、この問題は解決できないものだと考えます。

本意見書案の目的に掲げている人材確保の困難の根本要因を見誤ったり、あるいは切実に現在求められている先ほど述べました自衛隊の在り方の改善をしっかりとしていくという立場に立たなければ、

この問題は解決しないと考えます。

以上をもちまして、本意見書案に対して賛成できないものであり、反対いたします。

**○島軒純一議長** 以上で討論を終結し、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

**○島軒純一議長** 起立多数であります。

よって、発議第2号は原案のとおり決まりました。

.....

#### 日程第34 発議第3号男系による安定的皇位継承の確保に向けた国会論議促進を求める意見書の提出について

**○島軒純一議長** 次に、日程第34、発議第3号男系による安定的皇位継承の確保に向けた国会論議促進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者、23番齋藤千恵子議員。

〔23番齋藤千恵子議員登壇〕

**○23番（齋藤千恵子議員）** ただいま上程になりました発議第3号男系による安定的皇位継承の確保に向けた国会論議促進を求める意見書の提出についてであります。本案は、男系による安定的な皇位継承の維持を前提とした国会の論議を促進し、結論を得ることを求め、国に対して意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

〔別紙 発議第3号朗読〕

以上であります、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○島軒純一議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、発議第3号は委員会への付託を省略することに決まりました。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、発議第3号に対し、21番高橋壽議員から討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。21番高橋壽議員。

〔21番高橋 壽議員登壇〕

○21番（高橋 壽議員） 発議第3号男系による安定的皇位継承の確保に向けた国会論議促進を求める意見書案に反対し、討論いたします。

本意見書は、皇位継承を男系に限定することを前提とし、養子縁組や皇族に属する男系の男子を直接皇族とすることなどの具体化の議論を速やかに行うように求めるものです。

天皇の制度は、憲法第1条において、主権の存する国民の総意に基づくと定められています。

現在、国民の間では皇位継承について様々な意見がある中で、男系の維持を前提とした議論を進めるように国に意見することは、住民の多様な意思を反映すべき地方議会の役割としてふさわしいものではありません。

意見書案が引用する令和4年、2022年の有識者会議報告、先ほども紹介がありましたが、この意見書案では述べていない議論もありました。例えば男系男子を養子に迎える問題について、2005年の有識者会議では、旧皇族は既に60年以上一般国民として過ごしており、また、現天皇との共通の祖先は約600年前の室町時代まで遡る遠い血筋であることを考えると、これらの人々を広く国民が皇族として受け入れることができるか懸念され、そして採用できないという有識者会議の意見であります。

そしてまた、憲法学者も、一般国民である男系男子を皇族とすることは法の下に平等に抵触するとこの会議では指摘しています。

2022年の報告書には、こうした議論が反映されておらず、憲法上の疑義が解消されておりません。

これらの問題を置き去りにしたまま、意見書案が求めるままに法整備や具体化を加速させることは、憲法の遵守と立憲主義の観点から許されるものではありません。

なぜこの3月市議会に突如としてこのような意見書案が発議されたのでしょうか。

さきの総選挙の結果、自民党が衆議院で多数となりました。高市首相は、皇位継承は男系男子に限るのが適切と主張していますが、この主張も含めて、国民は首相に全てを白紙委任したいわけではありません。これまでの国会で慎重な合意形成のプロセスがあったわけですが、この合意形成の慎重なプロセスを、こうした全国の自治体から意見書として上げて、棚上げにして、そして結論ありきで議論を急ごうとしているのではないのでしょうか。

今、この問題に対し、国会や地方議会を含め国民の議論に求められているのは、男系という枠組みに固執し、当事者の意思を無視して、特定の人々に男子を産むことを強いるような時代逆行の議論を進めることや、その具体化ではありません。女性天皇や女系天皇の可能性も排除せず、何よりも

主権者である国民の総意を丁寧に酌み取ることであり、憲法の要請に応える議論ではないでしょうか。

国民・市民の意見が分かれている重大な憲法上の課題に対し、一方的な立場を主張する本意見書案の発議には賛成できません。

○島軒純一議長 以上で討論を終結し、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。

よって、発議第3号は原案のとおり決まりました。

.....

### 日程第35 発議第4号米沢市立東成中学校開校延期方針に関する決議

○島軒純一議長 次に、日程第35、発議第4号米沢市立東成中学校開校延期方針に関する決議を議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者、10番相田克平議員。

〔10番相田克平議員登壇〕

○10番（相田克平議員） ただいま上程になりました発議第4号米沢市立東成中学校開校延期方針に関する決議ですが、本市では、義務教育の水準を将来にわたり維持・向上させるため、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画において、中学校の適正規模を各学年4学級以上、全体12学級と定め、住民理解を得ながら、計画的に適正規模化を進めてきたところです。

小規模校では、教員配置が不十分となり、主要教科で専門外の教員や非常勤講師による指導が増

えるほか、複数教員による生徒指導体制が組めず、問題行動への対応や進路指導が個々の教員に過度に依存する状況が生じています。

さらに、学級数が少ないことで、合唱、生徒会活動、部活動など、中学生期に必要な集団活動が成立しにくく、学習面・生活面の双方で教育機会が明確に制限されてしまいます。

こうした構造的な課題を解消し、子供たちに必要な教育環境を確保するために中学校の適正規模化を進めてきており、本年4月には第七中学校を除く市内全ての中学校で適正規模が確保される見通しとなっています。

このように計画が最終段階を迎える中で、東成中開校をさらに3年間延期するとの市の考えは、これまでの計画的な取組や住民理解の積み重ねを損ない、現状でも3年間生じてしまう地域間の教育格差をさらに拡大させ、6年間放置することにはかならず、議会として到底看過できません。

必要な教育の質を将来にわたり守り、計画の整合性を確保するため、適正規模化の着実な実施を求めるべく、本決議案を提案するものです。

以下、決議案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

〔別紙 発議第4号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○島軒純一議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。高橋壽議員。

○21番（高橋 壽議員） 発議者にお伺いしたい点が3点あります。

まず、先ほど提案理由の中で教育格差の問題がいろいろ述べられました。そこでお伺いしたいわけですが、東成中は令和11年に開校という予定でいたわけです。南成中、北成中は令和8年、新年度。したがって、3年遅れになるわけですが、この3年遅れで何らかの教育格差が第七

中学校とそのほかの統合中学校の間にできるのかどうか。もしできるとしたら、私は教育委員会にその対応方をしっかり求めていく必要があると思います。その点についてはどういうふうにお考えですか。対応策を求められる何かはありますか。

2点目。記の3と4に関わるところで、つまり住民説明会なるものについての問題ですけれども、私は学校の統廃合については住民合意が大前提で、最重要にして進めるべきものと考えています。その上で、条例制定をして、その後、住民説明会を条例に沿った形で、開校時期も含めて説明責任を果たせという中身です。違いますか。そうなりますと、一体住民合意というのはどうあるべきかという問題が改めて問われることになると思うのです。

住民合意というのは、令和6年の3月定例会で令和11年に統合するという条例が可決されたわけですが、そのことも含めて、住民合意との関係で、議会が条例改正あるいは条例制定する場合にどういうことが大事になってくるのか。どういうふうにその辺をお考えですか。

3点目。記に1から5まで書いてありますけれども、私は当然6として財政の見通しなり財政問題を何らか当局に求めるようなことが書いてあるのかと思いましたけれども、書いていないわけです。この間の議論、それから発議者も質問などをされていましたが、財政問題が非常に重要で、この問題から今度の問題は起因しているわけです。財政見通しについて、あるいは財政問題について、この記で教育委員会なり市当局に求めなかったのはなぜか。

そして、今回は中学校体育館へのエアコン設置を急ぐ必要があると。私は当然だと思っていますし、議会からもそういう要請がありました。しかし、中学校体育館にとどまらず、小学校の体育館、それから市営体育館へのエアコン設置も早急に必要だと私は考えています。しかし、米沢市総合計画の第1期実施計画にはこれは登載されなかった

わけです。そうしましたら、小学校体育館へのエアコン設置と市営体育館へのエアコン設置の問題は私は急ぐ必要があると思いますけれども、その辺を求めているのはなぜですか。教えてください。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○10番（相田克平議員） まず1点目、現在の七中における教育格差があるのではないかと、それに対する対応はということですが、令和11年度に東成中の開校ということで、ほかの2校とは3年遅れて七中が適正規模化されるという部分については、さきの適正規模・適正配置計画における設置条例の議論の際に議論されたことであります。現状でいえば、例えば令和8年度でいえば、七中についてはたしか普通学級と特殊学級で10クラスとなります。10クラスということは、専門外の先生が指導する科目が増えるということになります。さらに、先ほど壇上で申し上げましたように生徒指導の面、そして進路指導の面、きめ細かな対応が必要な多感な時代に対して、働き方改革が進められている学校の状況の中で、それぞれの先生の過度な対応に依存せざるを得ないという状況にあります。それが教育格差であり、現在も教育委員会の中でそれらの対応についてこれまで様々な議論をなされて、対応を心がけてこられたと認識しています。

住民説明会の件に関してですけれども、私はこれは統合の是非とかの話ではなくて、今回の件は令和11年開校なのか令和14年開校なのかという点だと思います。その点について、東成中に統合されていくということについては、既に住民への説明と既決事項であり、その点は議論される余地のないものと認識しています。

つまり、財政状況を理由に3年間延期すること、その間、市内のほかの中学校については適正規模化が達成されたにもかかわらず、七中生だけが小規模による教育環境の足りない部分があるかもしれないことを住民の皆さんが許容できるかどうか

という点にあると思っております。

住民説明会というものは、基本的にやはり行政手続上、決めた方針を説明して理解を求めていくということであり、適正規模・適正配置計画の中で、条例化する前の統合が必要かどうかという議論ではなく、既に東成中の開校については議論が尽くされたものであり、今回は財政を理由に市が方針転換するというのを住民に説明する機会であり、これは延期の理由を正当化するために行われるべきではない。状況を示して、住民の理解を得られるかどうかというところを探るのは許容の範囲ではないのかなと考えています。

空調設備は中学校だけに限らずほかの教育施設にも必要ではないのかというところには賛同いたします。私もできるだけ早く様々な施設に対して空調が設置されるべきだと思い、これからも求めていきたいと考えております。

中学校4校だけを先行させるというのは、国の有利な財源が活用できるという点、それこそが財政状況を理由とした市当局の判断であり、これは条例で既に定められているわけでもないの、そこは市当局が判断をして、4校を国の制度を使いながらまずはやっていくという判断は私としては尊重されるべき市の方針だと考えています。

今後、財政的な状況を見ながら、求められる施設に対しエアコンが幅広く設置されることを望むことに私も賛同いたします。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○21番（高橋 壽議員） 今答弁をいただきましたけれども、教育格差ができるとしたら、統合の令和11年までの3年間、令和8年、令和9年、令和10年、当然教育格差が出てくるというお考えです。そうしましたら、先ほど教育格差に対して教育委員会のほうで対応してきたと言いますけれども、教育委員会ではその点で何らか、教員の加配とか、そういう対応はされているのでしょうか。されていないと思います。だから、そういうことであれば、令和11年統合、令和14年統合にかかわ

らず、まず統合しないことによって教育格差ができるということであれば、令和8年から令和10年までの3年間でのこの教育格差なるものを埋めるように当局に要請していただきたいと思います。

それから、財政的な問題を6に出していない点についてお伺いしたわけですが、中学校の体育館にとどまらず小学校の体育館、あるいは市営体育館へのエアコン設置、さらには様々な教育施設の修繕あるいは新設など、山積みしていると思います、教育関係の施設の今後の課題としては。そういう中で、財政状況を勘案し、統合を3年間やむなく延期したいという当局の要請は、ある意味理にかなっていると思います。

そこで、やはり先々どういうふうに財政運営をするかということを重層的に検討する必要があると思います。

ただ、私が不思議に思ったのは、先ほど申し上げましたように、小学校の体育館のエアコン設置、それから市営体育館のエアコン設置について、たしか昨年はこの問題についても早急に当局に求めているにもかかわらず、今回は求めないということは、財政状況を考えてのことかと思ったものですから、あえてお聞きしたところでした。

そして、最後の住民説明会についてですが、特に住民の皆さん方が、この問題にかかわらず、直接関わるような条例を議決する際は、住民の合意がどうなのだということを最優先して、それに基づいて議員が条例の可否を判断すべきだと思うのです。それを当局が何か計画を立てて、その計画どおりやっていただくために説明する、それが住民説明会でも同じ住民合意をつくる過程ではないと私は思います。やはり令和6年3月に条例を議決するときに、賛成された議員の中には「これは単なる校名と位置を決める手続にすぎない」と言って賛成の票を投じた方がいらっしゃいましたけれども、それは全く間違いで、開校時期まで住民がどういうふうに考えているかということを含めて、あるいは統合したらどうなるかということの

様々な問題を納得いくまで理解して、その上で教育委員会は、そして当局は議会に議案を提案する必要があったと思います。そして議会も議決する必要があったと思います。その瑕疵がやはり理解できていないと。それで、先ほどのように、延期するにしてもまず条例で議決するのが先だと。その後、それについて住民説明を尽くせという、全く私から考えたら住民合意のつくり方があべこべになっていると思います。

○島軒純一議長 高橋議員、ここでその議論を再燃させないでいただきたいし、質問してください。

○21番(高橋 壽議員) はい。

ですので、とりわけ3、4の住民合意のつくり方については再考願いたいと申し上げておきたいと思います。

○島軒純一議長 質問は何ですか。意見開陳は許されないので、質問してください。

どうぞ。

○21番(高橋 壽議員) そうしましたら、改めて私が最初の質問で2番目に挙げました住民説明会について、改めて統合時期も含めての住民合意をつくる場とすべきだと思いますが、どういうふうにお考えですか。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○10番(相田克平議員) まさに統合時期について説明する機会というのは必要だと思います。ただし、既に議決した設置条例に基づき、現状は令和11年開校であると。その方針の下に説明を行いながら、新たに分かった財政状況というものを住民の方に伝え、市当局としては含みを持たせた考えの中でこれまで示してしまっているのだと思います。

議会としては、既に議決した、つまり議論が尽くされ、決まった事項を、まずは議会への設置条例改正について申入れが行われた上であれば、これは住民に対しての説明会というのもしかるべきかと思いますが、現段階で私たちはそのような話は一切受けておりません。そして、財政を理由に

ということですが、そのようなシミュレーションも議会の求めに応じて後から出されたものでございます。そのような状況の中で、当局側が延期を前提とした住民説明会というものを開催することは不適切だと私は考えます。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○21番(高橋 壽議員) 学校統廃合をどうするかという計画、米沢市の学校適正規模・適正配置等基本計画、見直し後のものですがけれども、統合に当たっての校舎改修あるいは増築などについては、総合計画の実施計画に登載する、そして……

○島軒純一議長 高橋議員、この場合はそういう議論する場ではありませんから。

○21番(高橋 壽議員) 質問します、これから。

○島軒純一議長 短く、簡潔にお願いいたします。

○21番(高橋 壽議員) 分かりました。

それから、長寿命化計画にも登載して、決めていくとなっております。予算説明会のときに、第1期実施計画には東成中学校の校舎改築等については登載されていなかったわけです。そのことについてはしっかり見ておられましたか。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○10番(相田克平議員) 登載されていない認識はありましたが、計画どおり令和11年度開校に向けた設計予算は6月なりの補正で、当然ながら議会説明を経た上で登載されるべきものと考えておりました。なので、もともと説明を受けたとき、私はそこは触れませんでした。が、しかし、当局内において令和11年開校を延期する方針であったということ、そして議論過程の中でも教育委員会の確認を得ましたが、実施計画ですか、総合計画に登載されていないがゆえに、予算要求をしてこなかったという事実を確認いたしました。これはやはり行政手続上、非常に問題があるということで指摘をさせていただいているところです。

○島軒純一議長 ほかに御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号は委員会への付託を省略することに決まりました。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。

よって、発議第4号は原案のとおり決まりました。

.....

## 日程第36 議員派遣について

○島軒純一議長 次に、日程第36、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、会議規則第167条第1項の規定により、配付しておりますとおり決定いたしますので、御了承願います。

## 市長挨拶

○島軒純一議長 以上で本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 市議会3月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

去る2月24日に招集いたしました本定例会は、本日、全日程を終了いたしました。

29日間にわたる会期中、提出しました案件につきまして、終始真剣な御審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今定例会におきましては、令和8年度米沢市一般会計予算案について、現状に即していない不備があったため、これを撤回し、東成中学校の施設整備に係る費用を含めた内容で改めて提出する運びとなりました。

このことにより、議員の皆様には追加での御審議の御負担をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます。

市議会の議決の重みは以前より重々認識しているところでございますが、今回の経験を重く受け止め、今後はより一層議員の皆様との丁寧な対話と調整を心がけ、市民の皆様のための市政運営に邁進してまいります。

その他の議案につきましても、審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては十分に受け止めまして、今後の予算編成や市政執行において生かしていきたいと考えております。

さて、市政運営方針でも申し上げましたように、令和8年度はいよいよ新たなまちづくり総合計画である「よねざわ しあわせビジョン2035」がスタートします。

まずは「ひと」「なりわい」「くらし」の3つ

の前期重点プロジェクトを着実に実行し、市民お一人お一人が心身ともに健康で、幸せを実感できる「好循環の米沢」の実現のために、強く優しい行政を目指して全力で取り組んでまいります。議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、議員各位の御健勝をお祈り申し上げ、御礼の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

.....

閉 会

○島軒純一議長 これをもちまして令和8年3月定例会を閉会いたします。

午後 0時12分 閉 会